

# 水際対策強化に係る新たな措置（１９）実施要領に基づき

## 留学・技能実習に関して別途定める条件について

令和３年１１月５日作成  
（令和３年１１月２６日最終更新）

出入国在留管理庁  
文部科学省  
厚生労働省

### 1 基本的事項

水際対策強化に係る新たな措置（１９）においては、受入責任者からの新規入国の要請について、当該業所管省庁の責任において、実効性のある防疫措置の審査や、受入責任者及び入国者において必要な防疫措置が確保されることを前提条件として「特段の事情」があるものとして認めるものとされています。

留学・技能実習については、「水際対策強化に係る新たな措置（１９）実施要領」（以下「要領」という。）において、在留資格全体の中でも割合が大きいことなどから、入国人数を絞りつつ、段階的に入国を認めるため、制度を所管する省庁が別途定める条件を満たす者について、さらに、在留資格認定証明書の交付時期が早い者から申請できることとされています。

これに基づき、留学・技能実習に係る新規入国に当たって求められる当該条件等について定めるものです。ここで示す条件を満たさない教育機関や企業等については、今後の水際対策等の状況に応じて受け入れていくこととなります。

### 2 留学について制度所管省庁が別途定める条件

留学生については、要領のほか、以下の条件を満たすこと。

(1) 受入責任者が、出入国在留管理庁で実施した令和３年の教育機関の選定により、留学生の在籍管理に関して「適正校」である旨の通知を受けていること（選定の対象となっている学校種のみ）。

※ 本措置に限り「新規校」である旨の通知を受けている場合も、「適正校」である旨の通知を受けたものとみなします。

※ 令和３年の選定により「適正校」である旨の通知を受けていない場合でも、以下の条件をいずれも満たすものについては、本条件を満たすものとする（その場合、別添「「適正校」である旨の通知を受けていない教育機関に求められる条件について」を業所管省庁に提出すること。）。

<条件>

ア 令和２年の選定で「適正校」である旨の通知を受けたこと。

イ 令和3年の選定で「適正校」である旨の通知を受けることができなかった在籍管理上の問題について、合理的な事情があること。

(2) 入国者に交付された在留資格認定証明書の作成日が、以下に定める期間内であること。

令和3年11月の利用対象者→2020年1月1日から2020年3月31日

令和3年12月の利用対象者→2020年1月1日から2020年9月30日

令和4年1月の利用対象者→2020年1月1日から2021年3月31日

令和4年2月以降の利用対象者は、実施状況等を踏まえつつ、決定する。

※ 利用対象者とは、当該月以降に業所管省庁に対して申請を行うことができる者をいいます（例えば、11月の利用対象者が12月以降に本措置を利用することも可能です。）。他方、在留資格認定証明書の作成日が上記期間の後の者について申請することはできません。

なお、在留資格認定証明書の再申請に伴い、当初入学予定時期に交付された在留資格認定証明書と現在所持している在留資格認定証明書の作成日が異なる場合は、当初交付された在留資格認定証明書の作成日が上記に定める期間内であれば、条件を満たしているとみなします。

その場合、4(2)アで提出する在留資格認定証明書の写しの上欄余白に当初交付された在留資格認定証明書の作成日及び番号を記載してください。

### 3 技能実習について制度所管省庁が別途定める条件

技能実習については、要領のほか、以下の条件を満たすこと。

(1) 受入責任者が、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）第23条第1項第1号に規定する一般監理事業の許可を得た監理団体又はこれに準ずる監理団体の実習監理を受けていること（受入責任者が技能実習法第2条第7項に規定する企業単独型実習実施者である場合を除く。）。

※ 技能実習法第23条第1項第2号に規定する特定監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受けている場合であっても、当該監理団体について、以下ア、イの条件をいずれも満たす場合には、一定の監理体制があるものとして、本措置において一般監理事業の許可を得た監理団体に準ずることとし、本条件を満たすものとする（その場合、別添「特定監理団体に求められる条件について」を業所管省庁に提出すること。）。

<条件>

ア 特定監理団体の体制について

(ア) 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率が、1:10未満であること。

(イ) 監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴が、50%以上であること。

イ 特定監理団体が、一般監理事業の許可を得ていないことについて合理的な事情があること。

(2) 受入責任者及び当該受入責任者の実習監理を行う監理団体（企業単独型技能実習にあっては受入責任者に限る。）が、過去3年間において、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと。

(3) 入国者に交付された在留資格認定証明書の作成日が、以下に定める期間内であること。

令和3年11月の利用対象者→2020年1月1日から2020年6月30日まで

令和3年12月の利用対象者→2020年1月1日から2020年12月31日まで

令和4年1月の利用対象者→2020年1月1日から2021年3月31日まで

令和4年2月以降の利用対象者は、実施状況等を踏まえつつ、決定する。

※ 利用対象者とは、当該月以降に業所管省庁に対して申請を行うことができる者をいいます（例えば、11月の利用対象者が12月以降に本措置を利用することも可能です。）。他方、在留資格認定証明書の作成日が上記期間の後の者について申請することはできません。

なお、在留資格認定証明書の再申請に伴い、当初実習予定時期に交付された在留資格認定証明書と現在所持している在留資格認定証明書の作成日が異なる場合は、当初交付された在留資格認定証明書の作成日が上記に定める期間内であれば、条件を満たしているとみなします。

その場合、4(3)イで提出する在留資格認定証明書の写しの上欄余白に当初交付された在留資格認定証明書の作成日及び番号を記載してください。

## 4 留意事項

### (1) 留学・技能実習共通

○ 特定行動（要領2頁に定める特定行動をいう。以下同じ。）については、長期間の滞在者は、自宅等待機期間中に特定行動を行わなければ滞在の目的を達成できない事情があると業所管省庁が認めた場合に限り認められますが、留学生及び技能実習生については、一定期間継続して就学や実習等を行うものであり、そうした事情は想定されず、水際対策強化に係る新たな措置（19）に基づく行動制限の緩和は認められません。

○ 留学・技能実習については、新規入国者数が在留資格全体の中でも多いと見込まれることを踏まえ、航空便等により入国する場合には、申請に当たり、混雑している金曜日から日曜日に到着する航空便等を避け、できるだけ月曜日から木曜日に到着する航空便等により入国するようにしてください（月曜日から木曜日に到着する航空便等がない又は非常に少ない場合は、この限りではありません。）。

○ 留学・技能実習に関する詳細については、「水際対策強化に係る新たな措置（19）について（Q&A（技能実習生）」）として、以下のホームページ上に掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

### (2) 留学

#### ア 追加で必要となる提出書類

要領に定めるもののほか、以下の資料を業所管省庁へ提出してください。

- ・ 2（1）について、令和3年の選定において「適正校」である旨の通知を受けていない場合であって本措置を利用するときは、別添「「適正校」である旨の通知を受けていない教育機関に求められる条件について」
- ・ 2（2）について確認するための資料（在留資格認定証明書の写し）

#### イ 業所管省庁への申請

（ア）大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校・小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校の場合（法務省が日本語教育機関として告示した専修学校・各種学校を含む。）

受入責任者において文部科学省が指定する方法に従って申請書類を提出してください。

（イ）上記以外で留学生の受入れを行う教育機関（専修学校又は各種学校の認可を受けていない株式会社立等の日本語教育機関等）の場合

受入責任者において出入国在留管理庁が指定する方法に従って申請書類を提出してください。

### （3）技能実習

#### ア 申請主体等

- 受入責任者（技能実習生を雇用する企業等）が申請主体となりますが、受入れに当たり、待機期間中の待機施設の確保や毎日の入国者の健康確認等について、監理団体に委託することにより、受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者としての業務を当該監理団体に担わせることが可能です。
- この場合においては、当該監理団体の担当者が、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や陽性者発生時の対応を行うことになるため、業所管省庁や保健所等との速やかな連絡・連携が必要となりますので、申請書及び誓約書における新型コロナウイルス感染症対策責任者欄には、監理団体名、当該監理団体の担当者の氏名及び電話（携帯）番号を記載してください。
- また、監理団体は、感染症対策責任者の業務を受託した場合は当然として、受託していない場合においても、監理団体として受入責任者への必要な指導・協力等が求められます。

#### イ 追加で必要となる提出書類

要領に定めるもののほか、以下の資料を業所管省庁へ提出してください。

- ・ 3（1）について確認するための資料（技能実習計画認定通知書の写し又は認定通知書を受けた後に監理団体を変更している場合はその旨を証明する書類）
- ・ 3（1）について、特定監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受けている場合であって本措置の利用をするときは、別添「特定監理団体に求められる条件について」
- ・ 3（3）について確認するための資料（在留資格認定証明書の写し）

#### ウ 業所管省庁への申請

（ア）移行対象職種・作業の場合

受入責任者において、認定を受けた技能実習計画に記載した職種・作業に係る業所管省庁を判断し、当該省庁に申請書類を提出してください。

（イ）移行対象職種・作業以外の場合

受入責任者において、認定を受けた技能実習計画に記載した実習内容に係る業所管省庁を判断し、当該省庁に申請書類を提出してください。

※ 複数の業所管省庁にまたがる場合は、関係する業所管省庁で協議の上、代表となる業所管省庁が審査を行うこととなります。

(業所管省庁の長) 殿

「適正校」である旨の通知を受けていない  
教育機関に求められる条件について

令和 年 月 日

●●●● (受入責任者の名称)

「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領に基づき留学・技能実習に関して別途定める条件について」2（1）において「適正校」である旨の通知を受けていない教育機関に求められる条件について、私（受入責任者）が、出入国在留管理庁による令和3年の教育機関の選定において「適正校」である旨の通知を受けることができなかった事情については、以下のとおりです。

※内容をよく確認の上、①又は②の該当する□部分に☑を記載すること。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年において問題在籍事由に該当する学生を発生させてしまったため。

②その他（具体的な事情を記載してください。）

(業所管省庁の長) 殿

### 特定監理団体に求められる条件について

令和 年 月 日

●●●● (受入責任者の名称)

「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領に基づき留学・技能実習に関して別途定める条件について」3（1）において特定監理団体に求められる条件について、実習監理を受ける特定監理団体（**■**）（名称）に関しては、以下のとおりです。

※追加条件の内容をよく確認の上、□部分に☑を記載すること。

#### <追加条件（1）>

□ 私（受入責任者）が実習監理を受ける特定監理団体は、以下の条件を満たしていることを確認しました。具体的には以下のとおりです。

① 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率が、

**1：10未満**であること（以下、イ÷ア = \_\_\_\_\_（小数点第2位以下切捨て））

ア. 常勤の役職員数 = \_\_\_\_\_ 名

イ. 実習監理を行う実習実施者の数（= \_\_\_\_\_ 者）及び名称（※すべて列挙）

(株)〇〇、(株)△△、(有)□□、…

② 監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴が、

**50%以上**であること（以下、イ÷ア×100 = \_\_\_\_\_ %）

・ 監理団体職員の氏名及びそのうち講習受講者の氏名（※すべて列挙）

ア. 監理団体職員（監理責任者を除く、監査担当者）の人数及び氏名	イ. アのうち、講習受講者の人数及び氏名
□□名（〇〇〇〇（氏名）、△△△△（氏名）、□□□□（氏名）…）	□□名（△△△△（氏名）、□□□□（氏名）…）

#### <追加条件（2）>

私（受入責任者）が実習監理を受ける特定監理団体が、一般監理事業の許可を得ていない事情については、以下のとおりです（※複数選択可）。

□ ア 設立（監理事業の許可）後3年未満である。

□ イ 設立（監理事業の許可）後3年以上であっても、これまでに代表者の交代など体制の大幅な変更があり、一般監理事業の申請に至っていない。

□ ウ 取扱職種が技能実習法施行以後に新たに追加され、第3号団体監理型技能実習生がまだ少ない職種であるなどから、一般監理事業の申請に至っていない。

⇒ イまたはウの具体的な事情（イまたはウに該当する場合には必ず記載してください。）

□